

消費者教育推進計画の策定について（案）

1 計画の策定

- (1) 策定根拠 消費者教育の推進に関する法律（第10条）
- (2) 名称 やまなし消費者教育推進計画（仮称）
- (3) 計画期間 平成26年度～平成29年度（4年間）
- (4) 構成
 - ① 計画の策定にあたって
 - ・ 策定の背景、計画の趣旨、計画の位置付け
 - ② 基本的な考え方
 - ・ 各主体の役割と連携・協働
 - ③ 様々な場における消費者教育
 - 学校、地域社会、職域における推進の方向、取組内容

2 策定スケジュール

- ・ 10/31 審議会（地域協議会①）の開催
新委員の委嘱、計画策定の基本的な考え方及び構成案の協議
- ・ 1/中旬 審議会（地域協議会②）の開催
素案の提示と協議
- ・ 2/月上旬 審議会（地域協議会③）の開催
計画（案）の提示と協議
- ・ 2/月上旬～3/月上旬 パブリックコメントの実施（30日間）
- ・ 3/中旬～下旬 計画の策定、公表

3 素案作成までの調整等

- ・ 市町村との連絡調整
市町村消費生活行政所管部署及び市町村消費生活相談員からの意見、提案等の聴取
- ・ 消費者教育関係機関連絡協議会での検討（別紙）
新たに福祉保健部、森林環境部、産業労働部の関係課及び甲府財務事務所を追加し、計画策定のワーキンググループとして施策、事業を検討
- ・ 消費者関係団体との意見交換
地域で様々な活動を実践している消費者団体と今後の施策展開について論議
- ・ 消費生活相談員へのアンケート調査
全市町村に配置し啓発活動に取り組んでいる85名の相談員に対する意見等の調査